

11月25日(日)は  
投票へ!

転入・転出のケース別 投票場所・選挙権の有無

	窓口での転入届け出日	投票場所・選挙権の有無		
		新住所地	旧住所地	投票できない
県外からの転入 (他の都道府県から 有田川町に住民票を移した人)	平成30年8月7日以前に転入	○		
	平成30年8月8日以降に転入			○
県内市町村からの転入 (和歌山県内の他市町村から 有田川町に住民票を移した人)	平成30年8月7日以前に転入	○		
	平成30年8月8日以降に転入	※注意1	○ ※注意2	

※注意1 選挙権は旧住所地にあり、有田川町にありません。有田川町で投票をする場合には「不在者投票」でのみ、行うことができます。(事前に旧住所地に投票用紙を郵送請求する必要があります)

※注意2 投票の際には、最寄りの市町村が発行する「引続証明書(引き続き県内に住所を有する証明書)」を提示することにより、旧住所地で投票が行えます。

し県内の他の市町村に転出した場合、引き続き現在も和歌山県内に住所があることを確認した上で、旧住所地での投票や新住所地での不在者投票を行うことができます。その確認をするための証明書が「引続証明書(引き続き県内に住所を有する証明書)」といえます。証明書の申請および交付は、いずれの市町村でも手続きできます。



〒643-0000

選挙事務

有田川町○○○○ ○○-○  
有田 川太郎 様

投票所入場券

選挙名	和歌山県知事選挙				
投票区	999	ページ	999	番号	999
到着番号				名簿対照	
選挙人氏名	有田 川太郎		性別	男	
投票所	○○○○○○区民館				
投票日時	00:00 から		00:00 まで		

投票日当日(11月25日(日))は指定された上記の投票所でしか投票できません。期日前投票(不在者投票)については、裏面をご確認ください。

期日前投票(不在者投票)のご案内

投票当日、仕事やレジャーなどで投票できない場合は、前もって期日前投票(不在者投票)ができます。

- 期 間/11月9日(金)(告示日翌日) ~11月24日(土)(投票日前日)
- 時 間/午前8時30分~午後8時
- 場 所/吉備庁舎・金屋文化保健センター・清水行政局内 各期日前投票所

※安謐地区基幹集落センター(11月21日(水))・城山出張所(11月23日(金・祝日))においても午前8時30分~午後5時の間で期日前投票所を開設しております。

※どの期日前投票所でも投票できます

一部地域のみ、車で巡回する移動期日前投票所を開設します。詳細は、有田川町ホームページや広報ありだかわ11月号でご確認ください。

- この入場券を持参のうえ投票所受付にお渡しください。
- 紛失された場合でも、投票所で係員にお申し出ください投票できます。
- この入場券発行後、選挙権を喪失(死亡、失権など)された場合は投票できません。
- この入場券は本人以外の方は使用できません。

有田川町選挙管理委員会

TEL 0737-52-2111(代表)  
有田川町大字下津野2018番地4 吉備庁舎  
FAX 0737-52-3210  
有田川町大字清水387番地1 清水行政局  
FAX 0737-25-1250

今回の  
入場券の色は  
あずき色です!

▲ 皆さまのお手元に届きます! 投票所入場券

有権者の皆さまに11月4日(日)ごろから「投票所入場券」を送付します。これは選挙権の有無の確認を、円滑に行うためのものです。もし入場券が届かなかったり紛失したりしたときでも、選挙権がある人は投票ができます。遠慮なく選挙管理委員会にお申し出ください。